平成２１年（フ）第３５４６号
名古屋市中村区岩塚町字竜子田10番地
破産者　近藤　玲子
1　決定年月日　平成22年10月27日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２２年（フ）第９７０号
名古屋市港区宝神４丁目1004番地　宝神荘５棟305号
破産者　伊藤　英二
1　決定年月日　平成22年10月27日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２２年（フ）第１９５０号
愛知県知多郡東浦町大字生路字森腰68番地の１
破産者　青山　剛治
1　決定年月日　平成22年10月27日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２２年（フ）第２０５９号
名古屋市昭和区川名山町93番地の24　広辞川名山ビル306号
破産者　西田　光惠
1　決定年月日　平成22年10月27日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２２年（フ）第２１１３号
名古屋市昭和区川名町２丁目10番地の23
破産者　岡田　安弘
1　決定年月日　平成22年10月27日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２２年（フ）第３５１号
京都市南区西九条豊田町15番地４
破産者　河本貴弘こと　河　　貴弘
1　決定年月日　平成22年10月27日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２２年（フ）第９１０号
神戸市灘区浜田町３丁目３番３号メゾン・ド・グランメール201号
破産者　串田幸太郎
1　決定年月日　平成22年10月27日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
神戸地方裁判所第３民事部

平成２０年（フ）第１０号
鳥取県米子市皆生新田３丁目11番21―203号
破産者　織田　　學
1　決定年月日　平成22年10月27日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
鳥取地方裁判所米子支部

平成２２年（フ）第１３１号
広島市南区似島町字家下609番地
破産者　中見　勇市
1　決定年月日　平成22年10月27日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
広島地方裁判所民事第４部

平成２２年（フ）第１７０号
福岡県うきは市吉井町鷹取1216番地
破産者　内山　峰雄
1　決定年月日　平成22年10月27日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
福岡地方裁判所久留米支部

平成２１年（フ）第４６４号
秋田市東通３丁目11番45号セジュールサンワ205
破産者　浅野　　盟
1　決定年月日　平成22年10月28日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
秋田地方裁判所民事第２部

平成２２年（フ）第３１０号
秋田市高陽幸町７番13号　メゾンド・センジュ205号
破産者　谷藤　友則
1　決定年月日　平成22年10月28日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
秋田地方裁判所民事第２部

平成２２年（フ）第３２９号
秋田市高陽青柳町10番20号、前住所秋田市雄和田草川字太田38番地１
破産者　吉田　耕治
1　決定年月日　平成22年10月28日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
秋田地方裁判所民事第２部

平成２２年（フ）第３３０号
秋田市高陽青柳町10番20号、前住所秋田市雄和田草川字太田38番地１
破産者　吉田トモ子
1　決定年月日　平成22年10月28日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
秋田地方裁判所民事第２部

平成２２年（フ）第６９号
秋田県仙北市角館町川原館下７番地１
破産者　戸澤金次郎
1　決定年月日　平成22年10月28日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
秋田地方裁判所大曲支部

平成２２年（フ）第５５号
千葉県香取郡多古町船越1470番地２
破産者　渡部　和博
1　決定年月日　平成22年10月28日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
千葉地方裁判所八日市場支部破産再生係

平成２２年（フ）第１９８３号
横浜市港北区箕輪町２丁目３番７―1013号
破産者　横山　俊輝
1　決定年月日　平成22年10月28日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所第３民事部

平成２２年（フ）第２２１４号
横浜市港南区笹下１丁目８番13―401号
破産者　杉本　文義
1　決定年月日　平成22年10月28日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所第３民事部

平成２１年（フ）第７９号
岐阜県海津市南濃町田鶴398番地22
破産者　牟田　典生
1　決定年月日　平成22年10月28日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
岐阜地方裁判所大垣支部破産係